地 方 交 付 税 法 等 0 __ 部 を 改 正 一する法 律 案 閣 法 第 号) 令衆 議 院 送付 要旨

本 法 律 案 \mathcal{O} 主 な 内 容 は 次 \mathcal{O} لح お ŋ で あ る。

地 方 交 付 税 法 及 び 特 別 会 計 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} 部 改

1

正

平 成 <u>-</u> 十 六 年 度 分 \mathcal{O} 通 常 収 支 に 係 る 地 方 交 付 税 \mathcal{O} 総 額 に 0 い て は 地 方 交 付 税 法 第 六 条 第 二項 0) 額 に、

地 方 \mathcal{O} 税 収 \mathcal{O} 状 況 を 踏 ま え て 行 う 等 \mathcal{O} 加 算 額 九 千 百 億 円 法 定 加 算 額 等 及 \mathcal{U} 臨 時 財 政 対 策 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 特 例

加 算 額 を 加 え、 交 付 税 特 別 会 計 借 入 金 償 還 額 及 び 同 特 別 会 計 に お け る 借 入 金 利 子 支 払 額 等 を 控 除 L た 額

+ 六 兆 八 千 八 百 五. + 五. 億 円 と す る

2 平 成 <u>二</u> 十 七 年 度 カコ 5 亚 成 兀 + 年 度 ま で \mathcal{O} 間 に お け る 玉 \mathcal{O} 般 숲 計 カコ 5 交 付 税 及 \mathcal{U} 譲 与 税 配 付 金

会 計 \sim 0) 繰 入 れ に 関 す る 特 例 を 改 正 す る。

3 地 域 経 済 活 性 化 に 要 す る 経 費 0 財 源 を 措 置 す る た め、 当 分 0) 間 \mathcal{O} 措 置とし て 地 域 0 元 気 創 造 事 業 費」

を 設 け る ほ カュ 平 成二 十 六 年 度 分 \mathcal{O} 普 通 交 付 税 \mathcal{O} 算 定 に 用 1 る 単 位 費 用 を 改 正 する。

4 平 成二十六年 度 分分 \mathcal{O} 東 日 本大震災 K 係 る震災 復 興 特 別 交付 税 0) 総 額 に 0 1 ては、 平成二十六年度 に お

特

別

いて新たに五千七百二十三億円を確保する。

5 地 方 交 付 税 \mathcal{O} 総 額 に 係 る 制 度 改 正 とし て、 地 域 間 \mathcal{O} 税 源 \mathcal{O} 偏 在 性 \mathcal{O} 是 正 等 0) た め、 地 方 法 人 税 を 地 方

交付税の対象税目に加える。

6 地 方 法 人 税 \mathcal{O} 収 入 に 0 1 て は 交付 税 及 び 譲 与税 配 付 金 特 別 会 計 \mathcal{O} 歳 入とし、 同 特 別 숲 計 に 直 接 繰 n

入れる。

二、地方財政法の一部改正

1 平 成 \equiv + 六 年 度 か 5 平 成二 + 八 年 度 ま で \mathcal{O} 間 に 限 り、 地 方 財 政 法 第 五 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 起 す 地 方 債 \mathcal{O}

ほ か 適 正 な 財 政 運 営 を 行 う 12 0 き 必 要とさ れ る 財 源 に 充 7 る た \otimes 地 方 債 臨 時 財 政 対 策 債 を 起

すことができることとする旨の特例を設ける。

2 平 成二十 年 度 カゝ 5 平 成二 + 五. 年 度 ま で \mathcal{O} 間 公 営 企 業、 第三 セ ク タ] 等 \mathcal{O} 抜 本 的 な 改 革 12 伴 0 て 必

要 کے なる 定 \mathcal{O} 経 費 \mathcal{O} 財 源 に 充 て る た め 12 発 行 できることとさ れ て 1 る 地 方 債 12 0 11 て、 抜 本 的 改 革 に

着 手 L 7 1 る 地 方 公 共 寸 体 を 対 象 に、 平 ·成二十 八 年 度 ま で 発 行 を 可 能 と す る。

3 当 分 \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 措 置とし て、 地 方公共 寸 体 に お け る 公共 施 設 等 \mathcal{O} 総 合 的 か 0 計 画 的 な 管理 に関 す る計 画 に

基づ いて行われる公共施設 等の 除却に要する経費 の財 源 に充てるため、地 方債を発行できることとする。

 \equiv 地方交付 税 法 等 \mathcal{O} 部 を改 正 す る法 律 \mathcal{O} 部 改 正

地 方 交付 税 総 額 に お け る特 別 交 付 税 \mathcal{O} 割 合 に つい て、平成二十七年度までは六パーセント、 平成二十八

年 - 度に お 11 て は 五 パ] セ ントとする等、 現 行 \mathcal{O} 経 過 措置を延長する。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、平成二十六年四月一日から施行する。